



す 18 住まい

◆ 区営住宅申込み時の優遇

身 知 精 難

問合せ先

住宅課 住宅管理係

TEL (5211) 3607 / FAX (3221) 3410

Eメール juutaku@city.chiyoda.lg.jp

区営住宅入居者抽選時に優遇されます。

内 容

当選の確率が一般の方の3倍になります。
(但し単身用住宅、心身障害者世帯枠は除く)

対 象

申込者本人が千代田区に引き続き1年以上居住しており、申込者本人または同居しようとする親族が次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳1～4級の方
2. 愛の手帳をお持ちの方（総合判定で3度以上）
3. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（2級以上）
4. 戦傷病者手帳をお持ちの方で、恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害の方
5. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
6. 障害者総合支援法に定める難病患者のうち「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けている方

※詳しくはお問い合わせください。

◆ 区民住宅（中堅所得者向け）申込み時の優遇

身 知 精 難

問合せ先

住宅課 住宅管理係

TEL (5211) 3607 / FAX (3221) 3410

Eメール juutaku@city.chiyoda.lg.jp

区民住宅入居者抽選時に優遇されます。

内 容

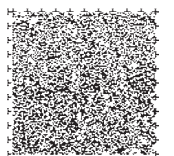
当選の確率が一般の方の3倍になります。

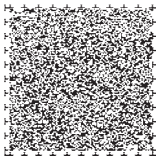
対 象

申込者本人が千代田区に引き続き1年以上居住しており、申込者本人または同居しようとする親族が次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳1～4級の方
2. 愛の手帳をお持ちの方
3. 精神障害者健康福祉手帳をお持ちの方
4. 障害者総合支援法に定める難病患者のうち「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けている方

住
ま
い





◆ **区営住宅心身障害者等優先入居枠** 身 知 精 難

問合せ先 住宅課 住宅管理係
 TEL (5211) 3607 / FAX (3221) 3410
 Eメール juutaku@city.chiyoda.lg.jp

区営住宅の対象枠に空室が出たとき、心身障害者等を含む世帯が優先的に入居（応募）できます。

内 容 心身障害者等を含む世帯が区営住宅の対象住戸に空きが発生した場合、優先的に入居（応募）することができます。
【対象住戸】 全 10 戸

対 象 申込者本人が千代田区に引き続き 1 年以上居住しており、申込者本人または同居しようとする親族が次のいずれかに該当する世帯

1. 身体障害者手帳 1～4 級の方
2. 愛の手帳をお持ちの方（総合判定で 3 度以上）
3. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（2 級以上）
4. 戦傷病者手帳をお持ちの方で、恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障害の方
5. 障害者総合支援法に定める難病患者のうち「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けている方

◆ **居住安定支援家賃助成** 身 知 精

問合せ先 住宅課 住宅管理係
 TEL (5211) 3607 / FAX (3221) 3410
 Eメール juutaku@city.chiyoda.lg.jp

やむを得ない事由により居住継続が困難となった世帯に家賃の一部を助成します。

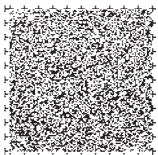
内 容 家賃、転居一時金、契約更新料、火災保険料の一部の助成が受けられます。
 必ず転居前にご相談ください。
 （家賃助成は、助成対象家賃基準額・家賃負担基準額・家賃負担基準割合により算出し、月額 5 万円を上限とし、最長 5 年間の助成が受けられます。
 助成事由③に該当する世帯は転居一時金助成・火災保険料助成のみです。）

対 象 次の 1～3 いずれかに該当し、(1)～(4) の条件をすべて満たす世帯

1. 身体障害者手帳 1～4 級の方がいる世帯
2. 愛の手帳をお持ちの方がいる世帯
3. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯

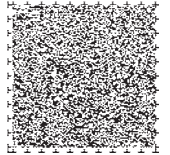
- (1) 区内の民間賃貸住宅に引き続き 2 年以上居住し、住民登録をしていること
- (2) 世帯構成員全員が住民税を滞納していないこと
- (3) 世帯の所得が所得基準以下であること
- (4) 現に居住している住宅の家賃を滞納していないこと
- (5) 生活保護を受けていないこと

住まい



助成事由 次のいずれかに該当する世帯であることが条件です。

1. 取壊しや契約更新拒絶による立退き（1年以内）
2. 世帯構成員の死亡等による社宅・従業員寮からの退去（1年以内）
3. 衛生上・安全上劣悪な状態の民間賃貸住宅に居住していること（該当条件あり）
4. 世帯構成員の死亡、失職、若しくは疾病または災害その他の事由による世帯の所得の著しい減少



かぞくむ とえいじゅうたく ちゅう ほうしき ぼしゅう ゆうぐうせいど
◆家族向け都営住宅（抽せん方式の募集）の優遇制度

身 知 精 難

問合せ先 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
TEL (3498) 8894 / FAX (3409) 4527

とえいじゅうたくちゅう さい ゆうぐう う
都営住宅抽せんの際、優遇を受けることができます。

内 容 ちゅう ほうしき いっぱんせたい ゆうり どう りつ ちゅう う
抽せん方式で一般世帯より有利な当せん率で抽せんが受けられます。

※ ちゅう ほうしき さい せいのせいげんとう
※ 申込資格・所得制限等があります。

※ ぼしゅう じきとう ぐわ と あ
※ 募集時期等、詳しくはお問い合わせください。

対 象 申込者または同居しようとする親族が次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳をお持ちの方
2. 愛の手帳をお持ちの方
3. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
4. 難病医療費等助成を受けている方
5. 公害医療手帳または大気汚染にかかる健康障害者に対する医療費の助成により医療券の交付を受けている方
6. 原爆被爆者健康手帳をお持ちの方
7. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害をお持ちの方

かぞくむ とえいじゅうたく ほうしき ぼしゅう
◆家族向け都営住宅（ポイント方式の募集）

身 知 精

問合せ先 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
TEL (3498) 8894 / FAX (3409) 4527

しんしんしょうがいしゃせたい しよてい じょうけん み せたい ちゅう こ
心身障害者世帯など所定の条件を満たした世帯が申し込みできます。

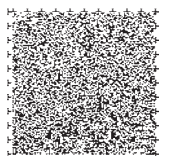
内 容 ほうしき ちゅう じゅうたく こま ど あ たか かた じゅん
ポイント方式＝抽せんではなく住宅に困っている度合いの高い方から順に
募集戸数分の世帯が住宅のあっせんを受けられます。

※ ちゅう ほうしき さい せいのせいげんとう
※ 申込資格・所得制限等があります。

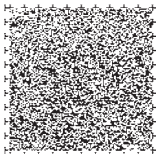
※ ぼしゅう じきとう ぐわ と あ
※ 募集時期等、詳しくはお問い合わせください。

対 象 都内に引き続き3年以上居住し、申込者または同居しようとする親族が次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳1～4級の方
2. 愛の手帳1～3度の方
3. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
4. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害の方



住
ま
い



くるま しょうしゃせたいむ とえいじゅうたく ほうしき ぼしゅう **◆車いす使用者世帯向け都営住宅（ポイント方式の募集）** 身

問合せ先 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
TEL (3498) 8894 / FAX (3409) 4527

くるま りょう かた せたい もう こ
車いすを利用している方がいる世帯が申し込みできます。

- 内容** ポイント方式＝抽せんではなく住宅に困っている度合いの高い方から順に募集戸数分の世帯が住宅のあっせんを受けられます。
※申込資格・所得制限等があります。
※募集時期等、詳しくはお問い合わせください。

- 対象** 都内にお住まいで、申込者または同居しようとする親族の方が障害により住居内の移動に車いすの使用を必要としている次のいずれかに該当する方
※車いす使用者は満6歳以上で、都内在住の方に限ります。
1. 身体障害者手帳1・2級の方
2. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の障害の方

たんしんしゃむ とえいじゅうたく **◆単身者向け都営住宅** 身 知 精

問合せ先 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
TEL (3498) 8894 / FAX (3409) 4527

とえいじゅうたく こうぼ もう こ
都営住宅の公募に申し込みすることができます。

- 内容** 抽せん方式です。
※申込資格・所得制限等があります。
※募集時期等、詳しくはお問い合わせください。

- 対象** 都内に引き続き3年以上お住まいの単身の方で、常時介護を必要としない程度に自立した生活が可能であり、次のいずれかに該当する方
1. 身体障害者手帳1～4級の方
2. 愛の手帳をお持ちの方
3. 精神障害者保健福祉手帳1～3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）

たんしんしゃようくるま しょうしゃむ とえいじゅうたく **◆単身者用車いす使用者向け都営住宅** 身

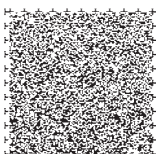
問合せ先 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
TEL (3498) 8894 / FAX (3409) 4527

くるま しょう たんしん かた もう こ
車いすを使用している単身の方が申し込みできます。

- 内容** 抽せん方式です。
※申込資格・所得制限等があります。
※募集時期等、詳しくはお問い合わせください。

- 対象** 都内に引き続き3年以上お住まいの単身者で、常時介護を必要としない程度に自立した生活が可能であり、障害により住居内の移動に車いすの使用を必要としている次のいずれかに該当する方
1. 身体障害者手帳の1・2級の方
2. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の障害の方

住まい



とえいじゅうたくしやうりょう げんめん
◆都営住宅使用料の減免

身 知 精 難

問合せ先

JKK 東京 (東京都住宅供給公社) お客さまセンター

TEL 0570-03-0071

上記の番号がご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方は
TEL (6279) 2652

とえいじゅうたく やちん いちぶ げんめん う
都営住宅の家賃の一部の減免が受けられます。

内 容

とえいじゅうたく にゆうきよ せたい しゅうにゆう いっていきじゆんい か ばあい しやうりょう
都営住宅に入居している世帯のうち、収入が一定基準以下の場合に使用料が
減額されます。

※詳しくはお問い合わせください。

対 象

次のいずれかに該当する方がいる世帯

1. 身体障害者手帳 1・2 級の方
2. 愛の手帳 1～3 度の方
3. 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方
4. 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病にかかっている方、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病にかかっている方、児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にかかっている方
5. 公害医療手帳をお持ちの方

としさいせいきこう しんちく ちんたいじゅうたく ちゅうせんじ ばいりつゆうぐう
◆都市再生機構「新築 UR 賃貸住宅」の抽選時の倍率優遇

身 知

問合せ先

UR 都市機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業開発課

〒163-1382 新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 16 階

TEL (5323) 3560

としきこう しんちく ちんたいじゅうたく もうしこ ばあい い か きょじゅうしえん
UR 都市機構の新築 UR 賃貸住宅にお申込みいただく場合、以下のとおり居住支援があります。

内 容

しんたい ちてきしやう しや せたい ちゅうせん とも しんちく ちんたいじゅうたく もうしこ さい
身体・知的障がい者がいる世帯が、抽選を伴う新築 UR 賃貸住宅に申込み際、
当選率が「普通」区分の 20 倍に優遇されます。

対 象

1. 身体障害者手帳の交付を受けている 4 級以上の障がいのある方。
2. 下記のいずれかに該当する方。ただし、介護者として親族が同居する必要があります。
 - (1) 愛の手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護を要する方。
 - (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障がいまたはこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方。

住
ま
い

